

令和3年度 伝統音楽指導者研修会 実施要項

1 目的

音楽を担当する指導主事等に対し、学習指導要領に基づいた我が国の伝統音楽の指導に係る研修を行い、受講者が各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言を行うことによって、我が国の伝統音楽の指導の充実を図る。

2 主催 文化庁

3 共催 国立大学法人東京藝術大学

4 開催期日 授業実践コース：令和3年12月15日（水） *受講希望者報告提出期限 令和3年11月9日（火）

〔参考〕 動画コンテンツ視聴可能期間（予定）
令和3年12月24日（金）～令和4年1月14日（金）
希望者の報告期限は、授業実践コースと同じです。
（動画コンテンツ配信の詳細は決定通知でお知らせします。）

5 日程及び内容（予定）

〔授業実践コース〕 ※令和3年12月15日（水）オンライン（リアルタイム）で実施

9:10 45 10:00 20 40 50 11:50 12:50 14:10 20 15:05 20 16:20 16:30

受付	開 会 行 事	講 義 1	講 義 2	休 憩	雅楽について の概説と楽器 紹介等	休 憩	実技研修とミ ニコンサート	準 備 ・ 休 憩	実 践 報 告	説 明 ・ 準 備	グ ル ー プ 協 議	ま と め
----	------------------	-------------	-------------	--------	-------------------------	--------	------------------	-----------------------	------------------	-----------------------	----------------------------	-------------

- 「講義1」 講師：文化庁参事官(芸術文化担当)付教科調査官 河合紳和
- 「講義2」 講師：文化庁参事官(芸術文化担当)付教科調査官 志民一成
- 「講演」 講師：東京藝術大学 塚原康子教授「伝統音楽における民謡の位置づけ」
- 「実技研修とミニコンサート」 講師：伊藤多喜雄氏（民謡歌手、作詞・作曲家）
- 「実践報告」 小・中・高等学校の教員による雅楽等の指導に係る授業実践報告
- 「グループ協議」 受講者の事例等を基にしたグループ協議

〔動画コンテンツの視聴〕※視聴可能期間にオンデマンドで実施

○視聴可能期間（予定）

令和3年12月24日（金）～令和4年1月14日（金）

○配信予定コンテンツ等

- ・邦楽囃子(小鼓、大鼓、太鼓)、邦楽囃子(篠笛)、箏曲(生田流)、謡曲(観世流)の4種目の他、昨年度配信した
 - ・箏曲(山田流)、尺八(都山流・琴古流)、長唄、謡曲(宝生流)も配信予定です。
 - ・動画は、1種目につき30～40分程度の予定です。
 - ・本配信に関するテキストの作成・配布はありません。
(過去に伝統音楽指導者研修会を受講された方は、その際のテキストを参考としてください。)
- ※その他詳細は決定通知でお知らせします。

6 授業実践コースの研修方法

- インターネットを利用したオンライン、リアルタイムでの受講となります。
- 受講には、カメラ、マイク機能のあるPC（ノート型、タブレット型等）またはスマートフォンが必要です。
- 研修は、WEB会議アプリ（zoomを予定）を使用して行う予定です。
- 研修場所は、各受講者の状況に応じて設定してください。

7 授業実践コース受講希望者の報告について

(1) 対象者

- 指導主事又は小・中・高等学校、特別支援学校等の教諭等であって、今後各地域で本研修の内容を踏まえた研修の講師等としての活動を行う予定のある者

併せて以下の要件もご確認ください。

※オンライン研修受講に必要な機器、環境（受講場所等）を準備できること

※原則として、全ての研修プログラムを受講できること

(2) 受講（募集）人数

- 各都道府県、指定都市教育委員会から2名以内を推薦可
 - 私立学校、国公立大学附属学校からは各校1名を推薦可
- ※受入れ可能人数を超えた場合は、調整することがあります。

(3) 受講希望者の報告

各教育委員会等は「受講希望者等名簿」を作成し、令和3年11月9日(火)までに、文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室宛てに、電子メールで報告してください。

8 動画コンテンツの視聴希望者の報告について

(1) 対象者

- 過去の伝統音楽指導者研修生の受講者で、復習のため視聴を希望する者
- 本年度、授業実践コースを受講する者
- 各教育委員会等において必要と判断される者（本年度、伝統音楽指導者研修会への参加を予定していたが、授業実践コースの受講ができなかった者等）

(2) 視聴可能人数

- (1)の対象者に該当する者は、原則として視聴可とします。（推薦の上限はありません）

(3) 視聴希望者の報告

各教育委員会等は「受講希望者等名簿」の所定の欄に、視聴希望者の氏名、所属等必要事項を記入し、令和3年11月9日(火)までに、文化庁参事官(芸術文化担当)付学校芸術教育室宛てに、電子メールで報告してください。

9 受講者等の決定

- (1) 文化庁は授業実践コースの受講者及び動画コンテンツの視聴者を決定し、11月下旬を目途に、各教育委員会等に対して、通知します。
- (2) 授業実践コース受講希望者が多数の場合は、文化庁で調整の上、決定・連絡します。
- (3) WEB会議及び動画配信の詳細情報等は、決定通知で合わせて連絡します。

10 その他

- (1) 受講者決定後、「実践事例等の提出について」により、

①授業実践コース受講者には、「伝統音楽の指導に関する実践について」を

②都道府県、指定都市教育委員会には「伝統音楽指導者研修会受講者の活用について」を提出していただきます。

※ ①については、「雅楽に関する実践」があれば、その事例で作成してください。

無い場合は、その他の「伝統音楽の指導に関する実践」で作成してください。

- (2) 本研修終了後に、受講者アンケート等を行います。また、本研修会の受講後、本研修会の成果をどのように活用したか等について、報告を求めることがあります。